

令和5・6年度 田辺市営住宅維持修繕工事業者登録申請について

田辺市が発注する市営住宅の維持修繕工事を受注しようとする事業者は、田辺市営住宅維持修繕工事業者（大工工事、建具工事、電気工事、水回り工事）の登録が必要です。登録を希望される方は田辺市営住宅維持修繕工事業者登録要綱、田辺市営住宅維持修繕工事実施要領を熟読し、下記の事項に留意のうえ、必ず期限までに申請書に必要書類を添付して提出してください。

記

【登録資格】

1. 田辺市物品入札参加者等登録又は建設工事請負入札参加資格者登録されていること
(物品入札参加者等登録については、受付が「2月1日～2月28日」であり、受付済みであれば申請可。詳細については、契約課にお問い合わせください。)
2. 田辺市内に本社又は本店を有していること
3. 法令等の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていること
(水回り工事については、田辺市指定給水装置工事事業者であること)

【登録の詳細等】

別紙（登録の詳細等）、田辺市営住宅維持修繕工事業者登録要綱及び田辺市営住宅維持修繕工事実施要領を参照ください。

【登録業種】

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・大工工事（木工、内装等） | ・建具工事（扉、サッシ、ふすま等） |
| ・電気工事 | ・水回り工事 |

【登録地域】

- | | | |
|---------|---------|----------|
| ・旧田辺市地域 | ・旧龍神村地域 | ・旧中辺路町地域 |
| ・旧大塔村地域 | ・日本宮町地域 | |

※上記5つの登録地域に分類されており、本社、本店を置いている地域に登録できます。登録業者のない地域については他の地域からの登録が可能です。

【登録期間】

令和5年4月1日～令和7年3月31日

※不当な行為があった場合は期間途中であっても登録を抹消することがあります。

【受付期間】

令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。）

※随時受付は行いませんので、上記の受付期間内に申請ください。

【提出書類】

- ・維持修繕工事業者登録申請書
- ・連絡体制表

【受付場所・受付方法】

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地

田辺市役所 建設部 建築課 市営住宅係

電話 0739-26-9936（市営住宅係直通）

※持参や郵送で受付します（郵送は当日消印有効）。

※龍神・中辺路・大塔・本宮行政局産業建設課でも受付します。

【登録業者説明会・抽選会】

制度の説明及び発注順を決める抽選会を開催します。

※今回は新型コロナウイルス感染症予防のため、業種及び地域別に抽選会を分けて開催します。

また出席できる方だけで結構です。欠席の場合はこちらで抽選致します。

旧田辺地域…日時：令和5年3月15日（水）

① 午前10時～ [業種（水回り・電気）]

② 午後3時～ [業種（大工・建具）]

場所：本庁3階 第1会議室

行政局地域（龍神・中辺路・大塔・本宮）

…日時：令和5年3月16日（木）午後3時～ [業種（大工・建具・水回り・電気）]

場所：中辺路コミュニティセンター2階 中会議室

登録の詳細等

【修繕の種類】

○緊急修繕工事

入居者の安全と財産の保護のために緊急に行う修繕又は、修繕しなければ日常生活に支障をきたす修繕工事

(1) 修繕に係る市からの依頼に対し、夜間、休日を問わず 24 時間対応すること

ただし、水回り修繕工事（旧田辺市地域）はこの限りではない。

(2) 事故箇所等に必要な措置を行い、入居者の安全を確保すること

(3) 下記の場合は、その登録業種、登録地域に限り、該当の順番及び次の順番（緊急修繕工事及び入替修繕工事とも）の発注を休止する。

・発注時、正当な理由なく、連絡がつかなかった場合又は発注を辞退した場合

・発注後、正当な理由なく、60 分以内に現場に到着しなかった場合

(4) 修繕内容によっては、市負担分と入居者負担分があり、入居者負担分については、修繕工事業者において請求及び徴収すること

○入替修繕工事

入居者が退去した際、又は空き住宅を募集する際に行う修繕工事

(1) 事前に市と現場確認を行い、見積書を 3 日以内に提出すること

(2) 前項の見積書の金額（消費税を含む）が 30 万円以上の場合は、別の登録業者 2 者を含む 3 者から見積もりを徴収し決定する。

(3) 正当な理由なく発注を辞退した場合は、その登録業種、登録地域に限り、次の順番（緊急修繕工事及び入替修繕工事とも）の発注を休止する。

※ 1 共通注意事項

(1) 1 工事当たり 130 万円以下の小口の修繕に限ります。

(2) 事前に登録業種、登録地域、緊急修繕工事、入替修繕工事別に順番を決定し運用します。

(3) 修繕金額については、刊行物（建設物価、積算資料等）及び市場取引価格等を参考に適正な価格を決定してください。

(4) 緊急修繕工事、入替修繕工事ともに登録することは可能であるが、入替修繕工事のみ登録を行うことはできません。

※ 2 発注休止例（A、B、C、D の 4 社登録で、B 社が緊急修繕工事を辞退した場合）

(辞退) (休止)

緊急修繕工事 · A → (B) → C → D → A → (B) → C → D → A → B → C → D · · ·

(休止)

入替修繕工事 · · · · A → (B) → C → D → A → B → C → D · · · · · · · ·